職員給与規程

改正　平成１２年　５　月１９日　評議員会議案第１２号
平成１２年　５　月１９日　　理事会議案第１３号
平成１２年　６　月１４日　評議員会議案第１６号
平成１２年　６　月１４日　　理事会議案第１７号
平成１３年　３　月２１日　評議員会議案第３５号
平成１３年　３　月１３日　　理事会議案第４７号
平成１３年　７　月２３日　評議員会議案第１３号
平成１４年　３　月２７日　評議員会議案第２４号
平成１４年１１月　５　日　評議員会議案第　８　号
平成１５年　３　月２０日　評議員会議案第２７号
平成１５年　９　月２９日　評議員会議案第１１号
平成１５年１１月１４日　　理事会議案第３２号
平成１６年　２　月２６日　　理事会議案第３６号
平成１６年　６　月１６日　　理事会議案第１１号
平成１７年　２　月２３日　　理事会議案第２９号
平成１７年　３　月２８日　評議員会議案第１０号
平成１７年１２月２２日　　理事会議案第２３号
平成１８年　１　月２３日　　理事会議案第２４号
平成１８年　３　月２２日　　理事会専決第　５　号
平成１９年　３　月２６日　　理事会議案第３７号
平成１９年　３　月２６日　　理事会議案第４２号
平成１９年　７　月２４日　　理事会議案第１７号
平成１９年１２月２０日　　理事会議案第２５号
平成２０年　１　月２８日　　理事会議案第２８号
平成２０年　３　月２４日　　理事会専決第　１　号
平成２１年　３　月２５日　　理事会議案第１９号
平成２２年　３　月２６日　　理事会議案第１７号
平成２３年　３　月２４日　　理事会議案第２７号
平成２３年　５　月２５日　　理事会議案第１２号
平成２４年　３　月２６日　　理事会議案第２５号
平成２５年　４　月２５日　　理事会議案第　３　号
平成２６年　４　月２４日　　理事会議案第　２　号
平成２８年　３　月２４日　　理事会議案第１９号
（平成３１年　３　月２２日　　理事会）　　令和３年　７　月２９日　　理事会議案第１４号
令和４年　４　月２５日　理事会議案第２号
令和５年　３月２３日　理事会議案第２４号
令和５年　９月２８日　理事会議案第１８号
令和６年　３月２１日　理事会議案第３５号
令和６年　８月２６日　　理事会議案第７号/令和７年　４月２４日　理事会議案第２号
令和７年　８月２５日　　理事会議案第１４号/令和８年　９月２８日　理事会議案第１０号

（趣　旨）

第１条　この給与規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第６０条の規定に基づく、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の構成）

第２条　給与の構成は、次のとおりとする。

- 給与
 - 給料
 - 手当
 - 扶養手当
 - 通勤手当
 - 住居手当
 - 期末手当
 - 寒冷地手当
 - 勤勉手当
 - 役職手当
 - 特殊勤務手当

（給　料）

第３条　給料は、本会の業績及び本人の経験、年齢、技能、職務遂行能力等を考慮して別に定める給料表（別表１）により会長が各人別に決定する。
２　職員就業規則第６２条第１項に定める定年延長の経過措置の期間の給料については、年齢６０歳に達した日以後における最初の３月３１日時点の給料の７割とする。但し、７割の給料額が再雇用職員の適用される給料額（大学卒初任給の３号俸上位の金額）を下回る場合は、その額を適用するものとする。
（職務の級）
第４条　職員の職務は、業務の内容及び責任の度合いに基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の基準となるべき職務の内容は、標準職務表(別表２)による。
（初任給等）
第５条　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、会長が別に初任給基準表（別表５）により決定する。ただし、経験年数換算表については、別表３による。
２　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、昇格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
３　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
４　職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
５　第１項及び第２項の規定により給料を支給する場合にあっては、その月額は、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
（昇　給）
第６条　職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから,12 月を下らない期間の勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮して、１号俸上位の号俸に昇給させることができる。
２　前項の昇給において、昇給できる年齢は、５５歳までとする。
３　前２項の規定にかかわらず、本会の業績が著しく低下したとき、又は、やむを得ない事由がある場合には、昇給を行わないことがある。
４　勤務成績が特に良好であるもの等においては、第１項の規定にかかわらず期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より２号俸上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれかをも併せて行うことができる。
５　給料月額が、その属する職務の級における給料の幅の最も高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、給料月額を受けるに至ったときから２４月を、下らない期間を良好な成績で勤務した者、勤務成績が特に良好である者等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、会長が定めるところにより昇給させることができる。
（給料関係の実施規定等）
第７条　前各条に定めるもののほか、職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇格に関し必要な事項は、山ノ内町が定めるところの例による。
（扶養手当）
第８条　扶養手当の支給に関する取扱は、「町条例第３章」の規定を準用する。
（住居手当）
第９条　住居手当の支給に関する取扱は、「町条例第３章の２」の規定を準用する。
（時間外勤務手当）
第 10 条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員(管理職である事務局長及び事務局次長と係長は除く。)には、正規の時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間外手当を支給する。
２　前項の手当は、正規の１時間当たりの給料額に、勤務の区分に応じ、次の割合を乗じて得た額をもって算出した額とする。
(1)　勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間にあっては、　　１００分の１５０
(2)　休日勤務のときにあっては、　　１００分の１３５
（就業規則第３８条の規定による振替日を含み、第３７条後段による勤務を命ぜられた日は含まない。）
(3)　前号に掲げる勤務以外の時間外勤務にあっては、　　１００分の１２５
３　第２項の規定による正規の時間外勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間（４０時間）に５２を乗じたもので除して得た額とする。

（期末手当）
第 11 条　期末手当は、町条例第６章の規程に準じて支給する。ただし、本会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または減額したり、支給しないことがある。
（寒冷地手当）
第 12 条　寒冷地手当は、以下の基準により算出し、給料に併せ支給する。
ただし、本会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または減額したり、支給しないことがある。
(1)　世帯主、準世帯主の場合　10,000 円×5 か月間＝50,000 円
(2)　上記以外の場合　6,000 円×5 か月間＝30,000 円
（通勤手当）
第 13 条　通勤手当は、町条例第８章の規程に準じて支給する。
（勤勉手当）
第 14 条　勤勉手当は、町条例第９章の規程に準じて支給する。ただし、本会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または減額したり、支給しないことがある。
（役職手当）
第 15 条　役職手当は、次のとおり支給する。
(1)　管理職手当は、基本給の以下を乗じた額とする。
事務局長　１００分の１５
事務局次長　１００分の１３
係長　１００分の１０
(2)　~~係長手当　月額~~　（上記(1)に規定した為廃止）
(3)　介護保険事業管理者手当　月額　７，０００円
(4)　主任手当　月額　５，０００円
(5)　出納責任者手当　月額　５，０００円
(6)　同一の職員が二つ以上の手当を受けるに至ったときは、支給金額の最も多い手当とし、二つ以上の手当は支給しないものとする。
（特殊勤務手当）
第 16 条　特殊勤務手当は、次の特殊勤務を行う職にある者に支給する。
(1)　看護師　月額　**１５，０００円**
(2)　ホームヘルパー　月額　１０，０００円
(3)　同一の職員が上記二つの手当を受けるに至ったときは、支給金額の最も多い手当とし、二つ以上の手当は支給しないものとする。
(4)　介護支援専門員　月額　**２４，０００円**
上記の他、夜間携帯電話所持対応手当
月額　４，８００円
（但し、兼任業務の場合は、業務換算率での支給とする。また、事業所内の所員の員数に大きく増減がある場合には、所持回数から見直すものとする。）
(5)　栄養士　月額　５，０００円
(6)　普通自動車運転　１回　１５０円（但し、１２月～３月の冬期は２００円）
(7)　大型自動車運転　１回　３００円（但し、１２月～３月の冬期は４００円）
(8)　資格取得祝い金（一時金）　１回　２０，０００円
（但し、対象資格は看護師、３福祉士(介護福祉士･社会福祉士･精神保健福祉士)他とする）
１回　１０，０００円
（但し、対象資格は准看護師、介護支援専門員、栄養士他とする）
(9)　資格所持手当　年間　１０，０００円
（但し、対象資格は３福祉士(介護福祉士･社会福祉士･精神保健福祉士)とする）
（期末及び勤勉手当の支給時期等）
第 17 条　第 11 条の期末手当及び第 14 条の勤勉手当の支給時期並びに金額については、町条例の規定にかかわらず、次の基準により算出し、給料に併せ支給する。

基　準　日	期末手当	勤勉手当
６月１日	１．２５	０．７５
１２月１日	１．２５	０．７５
３月１日	０．５	―

２　基準日（６月１日と３月１日）以前３箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　３箇月　　１００分の１００

(2)　２箇月以上３箇月未満　１００分の７０

(3)　１箇月以上２箇月未満　１００分の５０

(4)　１箇月未満　１００分の３０

~~３　介護職員処遇改善交付金の支給については、昇給分を除いた月額７，０００円に、当該交付金の対象月数を乗じた金額を、３月１日の基準日に、給料に併せて支給する。~~

~~４　特定介護職員処遇改善交付金の支給については、当該交付金の規定を準用する。ただし、常勤換算に乗じた金額を、３月１日の基準日に、給料に併せて支給する。~~

~~５　特定介護職員処遇改善交付金を拡充する手当の支給については、別に定める社内規定を準用する。ただし、本会の業績により常勤換算に乗じた金額を、３月１日の基準日に、給料に併せて支給する。~~

３　介護職員等処遇改善加算については、旧来の３加算（介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）を一本化し、新加算Ⅱの区分により算定した当該加算の対象月数を乗じた金額を、３月１日の基準日に、給料に併せて支給する。ただし、業務形態により常勤換算に乗じた金額とし、介護職員等処遇改善加算の支給基準については、別に定める。

（休暇等における給料等）

第 18 条　次に掲げる休暇は、有給とする。

(1)　就業規則第４５条の年次有給休暇

(2)　就業規則第４６条第２項の療養休暇

(3)　就業規則第４７条第１項の特別休暇（ただし、同条同項第８・９号は除く）

２　就業規則第５２条の介護休業は、一日を休業単位とする場合は無給とする。ただし、１時間を休業単位とする場合は、１時間当たりの給料に介護休業時間の合計時間数を乗じた額を差し引き支給するものとする。

（服務の基本）

第 19 条　欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、１時間当たりの給料に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（給与の計算期間及び支払日）

第 20 条　給与は当月分を毎月１５日に支払う。ただし、時間外勤務手当については毎月末日に締切り、翌月１５日に支払うものとする。なお,条件付採用期間については,当月分を翌月 15 日に支払うものとする。ただし,支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払うものとする。

２　計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の給与は、当該計算期間の出勤日数を基準に日割り（１か月を３０日とする）計算して支払うものとする。

（給与の支払いと控除）

第 21 条　給与は、職員に対し、現金で直接その全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その職員の指定する本人名義の金融機関の預貯金口座への振込により支払うものとする。

(1)　源泉所得税

(2)　住民税

(3)　雇用保険の保険料の被保険者負担分

(4)　健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

(5)　その他職員代表との書面による給与から控除することとしたもの

（退職手当）

第 22 条　退職手当は、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している職員が退職又は死亡した場合に支給するものとし、退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

２　退職手当の額及び支給方法については、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程第２３条から第３３条までを適用する。
３　定年延長の経過措置の間、60 歳に達した日以後における最初の３月３１日を支給基準日とするものとする。
（事業場内最低賃金）
第 23 条　本会における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 1,005 円とする。ただし、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。
２　前項の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第 2 条の定めるところによる。
（補　則）
第 24 条　この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１．この規程は、平成１３年８月１日から施行する。
２．削除。
３．この規程の施行日において現に在職する職員にかかわる下記の事項については、この規程にかかわらず、次のとおりとする。
(1)　第６条第２項に関する事項については、次のとおり読み替えるものとする。
昭和２２年３月３１日までに生まれた者は、５８歳
昭和２２年４月１日から昭和２３年３月３１日までに生まれた者は、５７歳
昭和２３年４月１日から昭和２４年３月３１日までに生まれた者は、５６歳
昭和２４年４月１日以降に生まれたものは、５５歳
(2)　第１９条第１項第３号の内、産前・産後の休暇については、有給とする。
附　則
この改正規定は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、第１８条の規定については、平成１３年４月１日から適用するものとする。
附　則
この改正規定は、平成１４年１０月１日から適用する。
附　則
この改正規定は、平成１５年４月１日から施行し、第１８条の規定について、平成１５年３月１日基準日の支給分を、平成１５年３月支給分に限り、０．５を０．７と読み替え支給する。
附　則
この改正規定は、平成１５年１０月１日から施行する。
附　則
この改正規定は、平成１５年１２月１日から施行する。
附　則
この改正規定は、平成１６年３月１日から施行し、第１８条の規定について、平成１６年３月１日基準日の支給分を、平成１６年３月支給分に限り、０．５を行一給料表該当者には０．９、別表５の該当者には０．７５と読み替え支給する。
附　則
この改正規定は、平成１６年７月１日から施行する。ただし、第１８条第２項、附則２の規定については、平成１５年４月１日から施行するものとする。
附　則
この改正規定は、平成１７年３月１日から施行し、第１８条の規定について、平成１７年３月１日基準日の支給分を、平成１７年３月支給分に限り、０．５を０．９と読み替え支給する。
附　則
この改正規定は、平成１７年４月１日から施行する。（第１７条を削除し、第１８条以下１条ずつ繰り上げる）
附　則
この改正規定は、平成１７年１２月１日から施行し、第１７条の規定について、平成１７年１２月１日基準日の支給分を、平成１７年１２月支給分に限り、０．５を０．７５と読み替え支給する。

附　則

この改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、理事会の承認の日から施行し、平成１８年３月１日から適用する。第１７条の規定について、平成１８年３月１日基準日の支給分を、平成１８年３月支給分に限り、０．５を０．７と読み替え支給する。

附　則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成１９年３月１日から適用するものとする。

附　則

この改正規定は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成１９年４月１日から適用するものとする。

附　則

この改正規定は、平成２０年１月１日から施行し、平成１９年４月１日から適用するものとする。第１７条の規定について、平成１９年１２月１日基準日の支給分を、平成１９年１２月支給分に限り、０．７２５を０．７７５と読み替え、その差額増の０．０５分は、平成２０年1月３０日支給する。

附　則

この改定規定は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、理事会の承認の日から施行し、平成２０年３月１日から適用するものとする。第１７条の規定について、平成２０年３月１日基準日の支給分を、平成２０年３月支給分に限り、０．５を０．７と読み替え支給する。

附　則

この改定規定は、平成２１年４月１日から施行する。第１６条第１項第７号の規定について、経過措置として、平成２１年４月１日以前に資格取得した者に対しても支給する。

附　則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、平成２２年３月１日から適用する。第１７条第３項について、平成２１年１０月から２２年１月までの対象月分を、平成２２年３月支給とする。以下、平成２２年２月から２３年１月までの対象月分を、平成２３年３月支給。平成２３年２月から２４年１月までの対象月分を、平成２４年３月支給。平成２４年２月から２４年３月までの対象月分を、平成２５年３月支給とする時限適用とする。

附　則

この改定規定は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成２３年５月１日から適用する。

附　則

この改定規定は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この改定規定は、平成２８年４月１日から施行する。但し、第１６条第１項（9）について、各年度対象分を、当該年度３月支給とする。

（附　則

平成３１年　３　月２２日　理事会において）

附　則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この改定規定は、理事会の議決の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（介護職員処遇改善支援補助金（令和４年１０月からは、介護職員等ベースアップ等支援加算）を財源にし、給料表のベースアップを図り、別表１の通りに改正する）

附　則

この改定規定は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この改定規定は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この改定規定は、令和６年４月１日から施行する。

（介護職員処遇改善支援補助金（令和６年２，３月手当支給とし､）を、令和６年４月からは財源にし、給料表のベースアップを図り、別表１の通りに改正する）

附　則

この改定規定は、令和６年９月１日から施行する。

附　則

この改定規程は、理事会の議決の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この改定規程は、令和７年９月１日から施行する。

附　則

この改定規程は、令和８年１０月１日から施行する。

山ノ内町社会福祉協議会　職員　給料表　　R8.10.1 改正

別表１

号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	188,000	196,500	206,100	211,700	230,500	242,800
2	191,500	203,800	214,300	219,200	238,800	251,800
3	195,000	211,600	221,300	226,700	247,000	260,800
4	199,000	218,000	228,000	234,400	255,700	269,600
5	203,000	223,900	236,200	242,200	264,100	278,100
6	207,000	229,600	244,500	250,100	272,500	286,900
7	208,300	235,200	252,500	258,100	281,100	295,400
8	209,700	240,300	260,100	265,800	289,700	304,000
9	210,900	244,700	266,600	273,400	298,100	312,400
10	212,000	248,900	272,900	280,800	306,000	320,700
11	213,200	253,300	279,700	288,000	314,000	328,900
12	214,300	257,600	285,600	294,800	321,400	336,300
13	220,100	261,200	291,400	301,400	328,500	343,900
14	222,400	264,300	296,900	307,800	335,600	351,000
15	224,300	267,800	302,400	313,400	341,700	356,500
16	226,100	271,000	307,200	318,700	347,500	361,200
17	228,000	274,300	311,500	322,100	351,100	364,900
18	229,900	276,200	315,400	325,200	354,500	368,700
19	231,700	278,200	318,900	328,000	357,700	371,500
20	233,600	280,200	321,400	330,100	360,000	374,400
21	225,500	282,200	323,400	332,300	362,200	376,900
22	237,300	284,300	325,500	334,300	364,600	379,400
23	239,200	286,300	327,500	336,400	366,800	381,900
24	241,000	288,200	329,800	338,600	369,100	384,700
25	242,900	290,200	331,700	340,900	371,600	387,200
26	244,800	292,100	333,700	342,900	373,900	389,800
27	246,700	294,300	335,700	345,000	376,300	
28	248,500	296,200	337,800	347,200	378,600	
29			339,900	349,200		
30			341,900	351,200		
31			344,100	353,400		
32			345,900	355,400		
33	（高校卒　１－１）		347,900	357,600		
34	（短大卒　１－３）		349,700	359,700		
35	（大学卒　１－６）		351,800	361,800		
36	（再雇用　１－９）		353,200	363,900		
37	（資格者飛び級	3 級への飛び級起点 1-12➡3-1➡実質 3-2）	355,300	366,000		

山ノ内町社会福祉協議会　職員　給料表　　R7.9.1 改正

別表１

号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	179,000	188,900	199,500	207,500	228,200	241,500
2	182,500	195,900	207,400	214,900	236,400	250,500
3	186,000	203,400	214,300	222,200	244,500	259,500
4	190,000	209,600	221,700	229,800	253,100	268,200
5	194,000	215,200	229,300	237,600	261,400	276,700
6	198,000	220,700	237,300	245,100	269,800	285,400
7	199,700	226,100	245,100	253,000	278,300	293,900
8	201,400	231,000	252,500	260,500	286,800	302,400
9	202,900	235,200	258,800	268,000	295,100	310,800
10	204,400	239,300	264,900	275,200	302,900	319,100
11	205,900	243,500	271,500	282,300	310,800	327,200
12	207,400	247,600	277,200	289,000	318,200	334,600
13	209,600	251,100	282,900	295,400	325,200	342,100
14	211,800	254,100	288,200	301,700	332,200	349,200
15	213,600	257,500	293,500	307,200	338,300	354,700
16	215,300	260,500	298,200	312,400	344,000	359,400
17	217,100	263,700	302,400	315,700	347,600	363,000
18	218,900	265,500	306,200	318,800	350,900	366,800
19	220,600	267,500	309,600	321,500	354,100	369,600
20	222,400	269,400	312,000	323,600	356,400	372,500
21	224,200	271,300	313,900	325,700	358,600	375,000
22	226,000	273,300	316,000	327,700	360,900	377,500
23	227,800	275,200	317,900	329,800	363,100	380,000
24	229,500	277,100	320,100	331,900	365,400	382,700
25	231,300	279,000	322,000	334,200	367,900	385,200
26	233,100	280,800	323,900	336,100	370,100	387,800
27	234,900	282,900	325,900	338,200	372,500	
28	236,600	284,800	327,900	340,300	374,800	
29			330,000	342,300		
30			331,900	344,300		
31			334,000	346,400		
32			335,800	348,400		
33	（高校卒　１－１）		337,700	350,500		
34	（短大卒　１－３）		339,500	352,600		
35	（大学卒　１－６）		341,500	354,700		
36	（再雇用　１－９）		342,900	356,700		
37	（資格者飛び級	3 級への飛び級起点 1-12➡3-1➡実質 3-2）	344,900	358,800		

山ノ内町社会福祉協議会　職員　給料表　　R6.9.1 改正

別表１

号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	168,900	188,900	199,500	207,500	228,200	241,500
2	173,000	195,900	207,400	214,900	236,400	250,500
3	177,000	203,400	214,300	222,200	244,500	259,500
4	181,500	209,600	221,700	229,800	253,100	268,200
5	186,700	215,200	229,300	237,600	261,400	276,700
6	191,800	220,700	237,300	245,100	269,800	285,400
7	193,300	226,100	245,100	253,000	278,300	293,900
8	196,500	231,000	252,500	260,500	286,800	302,400
9	198,300	235,200	258,800	268,000	295,100	310,800
10	201,600	239,300	264,900	275,200	302,900	319,100
11	204,600	243,500	271,500	282,300	310,800	327,200
12	207,400	247,600	277,200	289,000	318,200	334,600
13	209,600	251,100	282,900	295,400	325,200	342,100
14	211,800	254,100	288,200	301,700	332,200	349,200
15	213,600	257,500	293,500	307,200	338,300	354,700
16	215,300	260,500	298,200	312,400	344,000	359,400
17	217,100	263,700	302,400	315,700	347,600	363,000
18	218,900	265,500	306,200	318,800	350,900	366,800
19	220,600	267,500	309,600	321,500	354,100	369,600
20	222,400	269,400	312,000	323,600	356,400	372,500
21	224,200	271,300	313,900	325,700	358,600	375,000
22	226,000	273,300	316,000	327,700	360,900	377,500
23	227,800	275,200	317,900	329,800	363,100	380,000
24	229,500	277,100	320,100	331,900	365,400	382,700
25	231,300	279,000	322,000	334,200	367,900	385,200
26	233,100	280,800	323,900	336,100	370,100	387,800
27	234,900	282,900	325,900	338,200	372,500	
28	236,600	284,800	327,900	340,300	374,800	
29			330,000	342,300		
30			331,900	344,300		
31			334,000	346,400		
32			335,800	348,400		
33	（高校卒　１－１）		337,700	350,500		
34	（短大卒　１－３）		339,500	352,600		
35	（大学卒　１－６）		341,500	354,700		
36	（再雇用　１－９）		342,900	356,700		
37	（資格者飛び級	3 級への飛び級起点 1-12➡3-1➡実質 3-2）	344,900	358,800		

１－（１０）－６

別表　1

山ノ内町社会福祉協議会　職員　給料表　　R6.4.1 改正

号俸	新１級	新２級	新３級	新４級	新５級	新６級
1	161,300	182,500	194,600	204,400	225,900	240,200
2	165,500	189,200	201,700	211,700	234,000	249,200
3	169,300	196,500	209,000	218,900	242,000	258,200
4	173,600	202,500	216,200	226,400	250,500	266,800
5	178,600	207,900	223,700	234,000	258,800	275,300
6	183,500	213,200	231,500	241,400	267,100	283,900
7	184,900	218,400	239,100	249,200	275,500	292,400
8	188,000	223,100	246,300	256,600	283,900	300,800
9	189,700	227,200	252,400	264,000	292,100	309,200
10	192,900	231,200	258,400	271,100	299,900	317,500
11	195,700	235,200	264,800	278,100	307,700	325,500
12	198,400	239,200	270,400	284,700	315,000	332,900
13	200,500	242,600	276,000	291,000	321,900	340,300
14	202,600	245,500	281,100	297,200	328,900	347,400
15	204,400	248,700	286,300	302,600	334,900	352,900
16	206,000	251,600	290,900	307,700	340,500	357,600
17	207,700	254,700	295,000	311,000	344,100	361,100
18	209,400	256,500	298,700	314,000	347,400	364,900
19	211,100	258,400	302,000	316,700	350,500	367,700
20	212,800	260,200	304,300	318,800	352,800	370,600
21	214,500	262,100	306,200	320,800	355,000	373,100
22	216,200	264,000	308,200	322,800	357,300	375,600
23	217,900	265,800	310,100	324,900	359,500	378,100
24	219,600	267,700	312,200	326,900	361,700	380,700
25	221,300	269,500	314,100	329,200	364,200	383,200
26	223,000	271,300	316,000	331,100	366,400	385,800
27	224,700	273,300	317,900	333,200	368,800	
28	226,400	275,100	319,900	335,200	371,000	
29			321,900	337,200		
30			323,800	339,200		
31			325,800	341,200		
32			327,600	343,200		
33	（高校卒　１－１）		329,400	345,300		
34	（短大卒　１－３）		331,200	347,300		
35	（大学卒　１－６）		333,100	349,400		
36	（再雇用　１－９）		334,500	351,400		
37	（資格者飛び級	3 級への飛び級起点 1-12➡3-1➡実質 3-2）	336,400	353,400		

別表　1

山ノ内町社会福祉協議会　職員　給料表

R5.10.1　改正

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	159,600	180,800	192,900	202,700	224,200	238,500
2	163,800	187,500	200,000	210,000	232,300	247,500
3	167,600	194,800	207,300	217,200	240,300	256,500
4	171,900	200,800	214,500	224,700	248,800	265,100
5	176,900	206,200	222,000	232,300	257,100	273,600
6	181,800	211,500	229,800	239,700	265,400	282,200
7	183,200	216,700	237,400	247,500	273,800	290,700
8	186,300	221,400	244,600	254,900	282,200	299,100
9	188,000	225,500	250,700	262,300	290,400	307,500
10	191,200	229,500	256,700	269,400	298,200	315,800
11	194,000	233,500	263,100	276,400	306,000	323,800
12	196,700	237,500	268,700	283,000	313,300	331,200
13	198,800	240,900	274,300	289,300	320,200	338,600
14	200,900	243,800	279,400	295,500	327,200	345,700
15	202,700	247,000	284,600	300,900	333,200	351,200
16	204,300	249,900	289,200	306,000	338,800	355,900
17	206,000	253,000	293,300	309,300	342,400	359,400
18	207,700	254,800	297,000	312,300	345,700	363,200
19	209,400	256,700	300,300	315,000	348,800	366,000
20	211,100	258,500	302,600	317,100	351,100	368,900
21	212,800	260,400	304,500	319,100	353,300	371,400
22	214,500	262,300	306,500	321,100	355,600	373,900
23	216,200	264,100	308,400	323,200	357,800	376,400
24	217,900	266,000	310,500	325,200	360,000	379,000
25	219,600	267,800	312,400	327,500	362,500	381,500
26	221,300	269,600	314,300	329,400	364,700	384,100
27	223,000	271,600	316,200	331,500	367,100	
28	224,700	273,400	318,200	333,500	369,300	
29			320,200	335,500		
30			322,100	337,500		
31			324,100	339,500		
32			325,900	341,500		
33			327,700	343,600		
34			329,500	345,600		
35			331,400	347,700		
36			332,800	349,700		
37			334,700	351,700		

資格取得祝い金（一時金）請求書

令和　年　月　日

山ノ内町社会福祉協議会

会長　佐々木 正明　様

（部署 氏名）

印

職員給与規程第16条第1項第8号に定める資格取得祝い金（一時金）を下記のとおり請求します。

記

1. 対象資格は看護師、3 福祉士（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）

（該当箇所には〇印 小計の金額を記入）

取得資格名	取得年月日	請求額
看護師	昭和・平成・令和　年　月　日	20,000
介護福祉士	昭和・平成・令和　年　月　日	20,000
社会福祉士	昭和・平成・令和　年　月　日	20,000
精神保健福祉士	昭和・平成・令和　年　月　日	20,000
小計		

2. 対象資格は准看護師、介護支援専門員、栄養士

（該当箇所には〇印 小計の金額を記入）

取得資格名	取得年月日	請求額
准看護師	昭和・平成・令和　年　月　日	10,000
介護支援専門員	昭和・平成・令和　年　月　日	10,000
栄養士	昭和・平成・令和　年　月　日	10,000
小計		

1, 2の合計額　金　円

（注）尚、上記のそれぞれの資格証を添付します。